

〔研究報告〕

児童養護施設の機能に関する検討

片山 寛信

北海道医療大学大学院看護福祉学研究科修士課程

要 旨

厚生労働省は、児童養護施設の小規模化と、施設機能の地域分散化による家庭的養護の推進を、平成41年度末までに達成するという方針を打ち出している。小規模化の意義を十分に発揮していくためには、大舎の機能と小規模の機能をそれぞれ明確化し、比較していくことが必要といえる。そのため本稿では、共通する児童養護施設の基本機能に関して、整理検討することとした。

先行文献においては、児童養護施設の機能について諸説あったため、それらを基に児童養護施設の機能を検討した。その結果、日常生活支援機能が、児童養護施設における、すべての支援機能の土台となっていることが検討された。安心、安全な日常生活の安定した提供の上に、ケースに応じた、個別化された支援機能の積み重ねがあり、包括的目標の自立支援実現が成り立つと考えられた。

キーワード

児童養護施設、機能、小規模化、文献研究

I. はじめに

児童養護施設に課せられたその果たすべき機能は、時代と共に変化してきている。明治時代はキリスト教や仏教関係者によって多くの民間の施設が設立されている。1887（明治20）年には石井十次が設立した岡山孤児院のように、非暴力や家族制度などの先駆的な施設養護の原則をもった、家庭的な支援を重視する施設も存在していた。

第二次世界大戦後の混乱期は、戦災孤児や引き揚げ孤児、家出児童などの浮浪児が街にあふれることとなる。子どもたちは劣悪な環境の中で生活し、学校にも行けず、物乞いや靴磨きをして生活し、盗みや売春をする子どもも珍しくなかったとされている。これらの子どもの保護の応急対応を実施しながら、児童福祉法制定の準備が進められ、1947（昭和22）年に児童福祉法が成立する。対象を要保護児童に限定したのではなく、すべての児童を対象とし、かつ児童福祉法の法的な優位性が確保されたものであった。

高度経済成長期以降は、乳児院や児童養護施設に入所する児童の措置理由にも変化が出てくる。それまでの親の死亡や経済的といった理由から、親の離婚など家族関係に起因する問題の割合が高くなり、非社会的行為や反社会的行為への対応も求められ、この頃から

治療教育機能が求められるようになっていく。

1997（平成9）年の児童福祉法の改正では、児童養護の目的が保護から自立支援に変更された。他にも親族里親、専門里親などの里親制度の充実も含まれ、社会的養護の領域についても大きな変化があった。

さらに2012（平成24）年に、厚生労働省は社会的養護の将来像として、児童養護施設の小規模化と施設機能の地域分散化による家庭的養護の推進を打ち出している。その中では、2029（平成41）年までの有期限目標として、社会的養護を必要とする子どもの入所割合を、本体施設1/3、グループホーム（分園型小規模グループケア・地域小規模児童養護施設）1/3、里親・ファミリーホーム1/3、にするとしている。この目標実現のために、厚生労働省は、「家庭的養護推進計画」と「都道府県推進計画」の策定を示している。

家庭的養護推進計画とは、各施設が都道府県からの要請に基づき、定める計画である。都道府県が平成26年度末までに、都道府県推進計画を策定することができるように、都道府県に届け出ることとされている。その中身は、各施設がそれぞれの実情に応じて、小規模化・地域分散化や家庭養護の支援を進める具体的な方策を定めること、推進期間（平成27年度を始期として平成41年度までの15年間）のうちで、各施設の実情に応じた期間を設定することができるとしている。

都道府県推進計画とは、平成27年度を始期とした計画で、各施設の小規模化の計画の始期と終期、定員規模の設定、改築・大規模修繕の時期などについて調整を行った上で策定するものとしている。推進期間（平成27年度を始期として平成41年度までの15年間）を通

<連絡先>

片山 寛信

〒061-0293 北海道石狩郡当別町金沢1757

北海道医療大学大学院看護福祉学研究科

E-mail: katayama@hoku-iryu-u.ac.jp

じて達成すべき目標及び推進期間を5年ごとの3期（前期・中期・後期）に区分した各期（5年）の目標を設定した上で、推進期間を通じて取り組むべき小規模化・地域分散化や家庭養護の支援を進める具体的な方策を定めること。なお、5年ごとの期末に目標の見直しを行うこととされており、都道府県も施設自身も、小規模化へ向けて計画的に両輪で進んでいくことが意識づけられる計画と言える。

厚生労働省が発表している社会的養護の将来像においては、本体施設に関しても、定員45人以下の小規模グループケア（オールユニット）化し、ケア単位の小規模化を行うこととしている。本体施設は、措置された子どもの精神的不安定が落ち着くまでの専門的ケアを役割とするとしている。また、地域支援を行うセンター施設として高機能化し、ファミリーホームの設置や里親の支援を行うとしている。

厚生労働省の、2012（平成24）年11月「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」によると、児童養護施設はこれまでの大舎制の養育から、小規模化、家庭的養育への転換が進み始めていることがわかる。2008（平成20）年の調査では、75.8%であった大舎の施設の割合が、2012（平成24）年の調査においては、50.7%となっており、ハード面の改築という視点では、児童養護施設の小規模化は進んでいるといえる。

しかしながら、建物の型が小規模化したことで、児童養護施設に求められている将来像が達成されるわけではない。児童養護施設の小規模化の意義は、「家庭

的養護と個別化」を行い、「あたりまえの生活」を保障すること、一般家庭に近い生活体験を持ちやすいことなどとされている。この小規模化の意義を十分に発揮するためには、小規模施設特有の機能を把握しておく必要があると言える。多忙かつ、川の流れるように、とどまることなく動き続ける日常生活という時間の中では、小規模化したといえども管理的になってしまい、職員が慣れた感覚である大舎の運営方法のまま、小規模化された施設を運用する可能性もある。それでは小規模化の意義を発揮するとは言い切れない。北川（2014：28）も「新たな形態の下で働く人材の養成法（支援者支援）や運営方法が検討されないままにあり、そのことによる問題が各施設で『実践の混乱』『スタッフの離職率の高さ』となって噴出して」おり、「施設（居室）のサイズがいかにか小規模化されても…共通するベースラインとしての支援論が未定立であり、そのため、その支援を遂行する専門職間の職掌も曖昧なままとなっている」と指摘している。

小規模化の意義を十分に発揮していくためには、大舎の機能と小規模の機能をそれぞれ明確化し、比較していくことが必要といえる。そのため、まず共通する児童養護施設の基本機能を明確にすることは、重要であるといえる。そこで本稿では、先行研究を基に児童養護施設が果たしてきた機能を振り返り、それらを基に児童養護施設の基本機能を整理し検討する。

Ⅱ. 先行研究における児童養護施設の機能の整理

先行研究によると、表1に示すように、児童養護施設

表1 児童養護施設の機能の整理（伊藤（2007：47）を筆者改変）

		自立支援	日常生活支援	育成支援	治療的・療育的支援	家族再統合支援	地域連携・地域支援	アフターケア
野澤	(1991：41)	管理・援助・指導	住・衣・食の物的保障 生活環境整備	管理・援助・指導	生活環境整備 管理・援助・指導	管理・援助・指導	生活環境整備	管理・援助・指導
五十川	(1994：54)	調整開発的機能	保護的機能 専門処遇的機能	教育的機能	調整開発的機能 専門処遇的機能	代弁的機能 調整開発的機能	文化的機能 緊急・短期接遇的機能	
中谷	(1999：164-166)	就職・進学・自立支援	生活指導	学習指導 職業指導				
鈴木	(2003：88-91)	社会的機能と自立支援援助的機能	日常生活援助・支援的機能		心理治療的援助・支援的機能	社会的機能と自立支援援助的機能		
竹淵	(2006：134)	自立支援	生活指導	学習指導 職業指導				
伊藤	(2007：46)	自立支援機能	養護・保護機能	教育的機能	治療的機能	家族援助機能	地域支援機能	
加藤	(2009：129)		生活指導	学習指導 職業指導				
中野	(2012：66-70)	リビングケア	インケア 日常生活の重視		インケア 子どもの権利の回復と治療的関わり		インケア 学校や地域、医療との連携	アフターケア
戸田	(2013：148-149)	自立支援	安心できる生活の場の提供			家族再統合		
山縣	(2013：14)	リビングケア機能 自立支援計画の策定			治療的機能	家族援助機能	地域支援機能 里親支援機能	アフターケア機能

設の機能の整理に関しては諸説あることがわかる。それらは論者により、同じ支援内容であっても、言葉が異なっていたり、一つの機能に多数の支援内容を当てはめたり、逆に細分化させたりなど多様となっている。まずは、各研究者の主張をいくつか整理し、機能について検討していく。

野澤 (1991: 41) は児童養護施設の機能として、「①住、②衣、③食、の物的保障と④それらを統合する生活環境整備、⑤管理・援助・指導」があるとし、これらすべてが、子どもの心を癒すものでなくてはならないとしている。「住居の保障」においては、「生存権保障の原点」であり、それは「できるだけ一般住宅 (residence) に近い形態で存在することが重要」としている。そう主張しつつも「生活単位の規模にかかわらず、集団生活をする以上」という表現など、施設が小規模化したとしても、それが集団生活であることを示唆している。その後の記述においても、「集会ホール」や「職員室や会議室、面接室などの管理的領域」といったように、大舎の施設にある部屋が必要であると論じるなど、一見「一般住宅に近い形態」という視点と矛盾しているようにも見える。しかしながら実際の現場においては、職員が行う記録整備などの事務仕事や、ケース記録の管理など、一般家庭と異なる業務的日常は存在し、部屋を用意する必要性まであるかは別にして、視点としては現場の状況を加味したものともいえる。さらに、地域との関係を密にすることや、学校、地域子ども会等との交流を進める必要性など、地域連携や退所児童とのコミュニケーションに関しても、その必要性に言及するなど、先駆的な視点をもちかつ具体的な内容となっている。

五十川 (1994: 54) は児童養護施設の機能を、「基礎的機能」、「固有的機能」、「派生的機能」の大きく3つに分け、さらにそれぞれを細分化している。

五十川の考えにおいて、「派生的機能」に位置付けられている「調整開発的機能」の中に、ソーシャルアクションとも取れる「啓発活動」が入っている点が特徴的である。また、「施設は家庭養護を援護する役割を有しながらも、家庭にはない施設固有の機能を持っている。施設は、自然発生的であり血縁的家族としての生活とは異なり、人為的で集団的な生活を営みながら、意図的、計画的な処遇が展開される」としたうえで、時代のニーズに応え変化する必要性を論じている。この視点は施設養護の専門性が求められる今後、時代のニーズだけではなく、子ども一人ひとりのケースに応じた柔軟な発想が求められることも踏まえ、重要な視点であると言える。

鈴木 (2003: 88-91) は、児童養護施設の機能を、「日常生活援助・支援の機能」「心理治療的援助・支援の機能」「社会的機能と自立支援援助の機能」としている。日常生活援助・支援の機能を、「児童福祉施

設におけるもっとも基本的であり、中心となるケアワーク (レジデンシャル・ケア) の機能」「3点の機能は、基本的には日常的な援助 (ケア) のなかで行われていく」としているように、生活の場である児童養護施設における日常生活を支える援助の重要性を重ねるように主張している。

伊藤 (2007: 45) は、「児童養護施設の第一義的機能とも言える、家庭に代わって子どもを養育するという『養育・保護機能』は、すべての機能の基盤をなすものである。そして、すべての実践の目標が『子どもの自立』にあるため、『自立支援機能』はその他の機能を包括する実践理念に近い位置付けであろう」とし、この2つの機能の間をつなぐ機能として、「基本的生活習慣の習得」「自立に必要な生活スキルの習得」「集団生活による人間形成や社会スキルの習得」「進学/就職指導」を行う、「教育的機能」。「子どもの心のケア」「大人への不信感の克服」「自己肯定感の回復」「必要な治療機関との連携」を行う「治療的機能」。「親子関係の調整」「家庭復帰に向けた援助」「親との距離の取り方に関する指導」を行う「家族援助機能」。「地域の子育て家庭のための支援」「施設と地域との関係づくり」「里親家庭や関係機関とのパートナーシップ」を行う「地域支援機能」の4つの機能が存在し、集約されるとしている。それぞれ具体的な内容にも一部触れられ、かつ丁寧に整理されており、現場に即したものと思われる。

また、伊藤 (2007: 45) は、「機能の必要性を主張する意見の大きな問題点」として誰がその役割を担うのかが、現行の職員体制の中で明確にされていないことを指摘し、施設の多機能化には「その実践が可能である人的配置や職場環境の整備も必要」「実践を展開でき得るような職員養成についても合わせて検討する必要がある」と主張している。

山縣 (2013: 13) は、施設の果たす機能として、「治療的機能、家族援助機能、リービングケア機能、アフターケア機能、地域支援機能、里親支援機能、自立支援計画の策定など」を挙げている。

児童養護施設の機能は、現場に即していると思われる伊藤の見解を基に整理すると、図1のように組み立てることができる。次の章にて、その内容について機能ごとに各論者の主張と共に整理していく。

Ⅲ. 施設機能の概要

1. 自立支援

1997年の児童福祉法改正以降、児童養護施設の役割は、保護から自立支援へと大きく変化したことからも、児童養護施設のすべての機能の包括的目標であるといえる。

鈴木 (2013: 90) はこの自立支援の中に、「ファミリー・ソーシャルワーク」の実践も含め、「家庭復帰

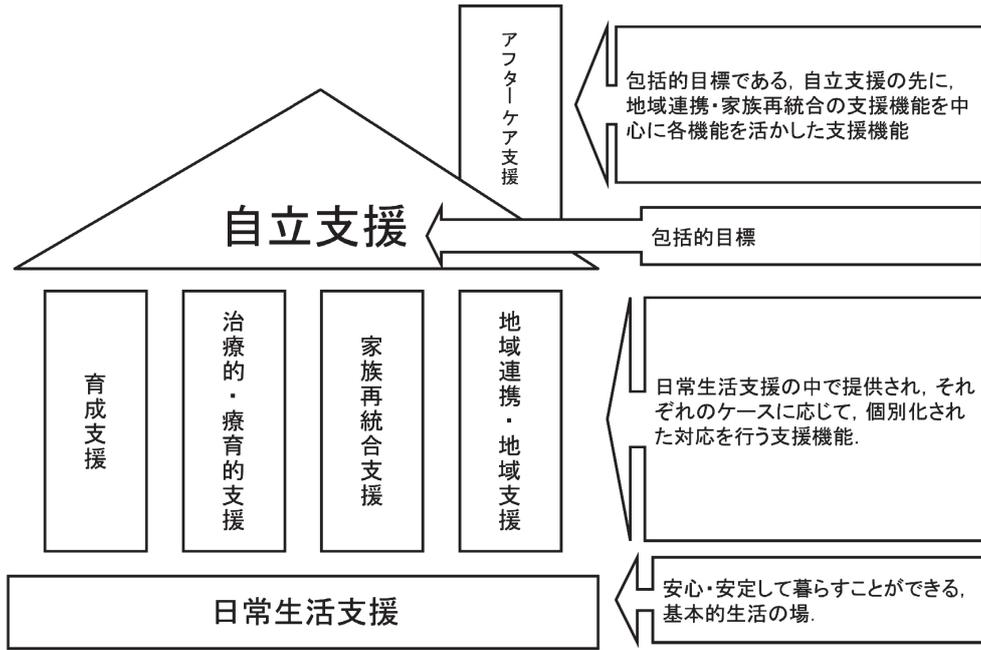


図1 児童養護施設の機能

やその子どもに応じた自立への援助・支援を行うことが施設養護の目的である」とし、伊藤（2007：45）も自立支援機能について「実践理念に近い位置付けである」としている。

2. 日常生活支援機能

「あたりまえの生活」の提供である。「あたりまえの生活」とは、安心、安全な生活環境の安定した提供である。つまり、自分の好みやサイズ、季節に応じた服を選び着ることができる。食事が3食提供され、冷たいものは冷たいまま、温かいものは温かいまま提供される。快適な室温で過ごせ、リビングやトイレ、浴室など共有の空間も、自分の個々の空間も確保できて、ゆっくり休める環境がある。壊れたものがそのままになっていたり、雑草が生えてそのままになっていたり、ゴミが散乱していたりする環境ではなく、常に快適に子どもたちが生活できる環境整備がなされていることといえる。

被虐待環境や、機能不全家庭での生活を経験してきた子どもたちも多く入所しているため、一般家庭において何が「あたりまえ」に提供されているのかを、ハード面において整えることはもちろん、ソフト面においても創意工夫が重要である。ただし、何をもって一般家庭において「あたりまえ」と考えるかは、時代や地域、家庭の価値観によって変化、多様化するため、これでいいと思わず、時代や地域の一般家庭と比較して、違和感はないか、という視点で考え、柔軟に変化させていくことが重要である。

先行研究においても、山縣（2013：14）がいう「家庭養育代替機能」をはじめ、野澤（1991：41）も「日

常生活そのもののなかに、子どもの心を癒すことのできる諸価値がある」とするなど、多くの論者がその重要性を主張している。児童養護施設の、日常生活支援機能という、安心・安全な生活の場があってこそ、入所している子ども個々の発達段階や特性、ニーズに応じた、個別化支援の柱を立てることが成り立ち、包括的目標である自立支援を目指せるといえる。ただし、共通の土台といえども、衣食住の基礎的ニーズについてのきめ細やかな配慮の必要性は当然である。

3. 育成支援機能

育成支援は、吉田（2012：91）がスムーズな社会参加や人付き合いに必要であるとしている、「生活文化伝承」や、五十川（1994：54）が主張する、「基礎的機能」における「教育的機能」の「しつけ」「学習指導」「進路指導」がこの機能に当てはまるといえる。「大舎制の施設で子供が適切に育ちにくい理由の一つとして、生活文化伝承の難しさ」（吉田，2012：91）と指摘しているように、時代の流れや子ども一人ひとりの特性やケースに応じ、工夫した専門職としての支援が求められる。そしてそれら育成支援は、「何気ない毎日の生活の積み重ねの中で行われていくこと」（小池，2013：88）であり、特別に面談の時間を持ったり、訓練を行ったりするのではなく、日常生活の中で個別化し支援を積み重ねていくことが必要である。これが、子どもにとっても大切にされていると感じる支援に繋がるといえる。これらの支援は日常生活支援の中で行えるとも考えられるが、「しつけ」や、「学習指導」「進路指導」「生活文化の伝承」など、ここで行われるべき支援は、その子どもに対し、個別化され

た支援となる。つまり、生育歴が異なれば伝えるべきしつけの内容や達成度も異なるし、その子どもに応じ伝え方も変わってくる。進路指導も、その子どもの考えを中心にしつつ、家族再統合支援と繋げて支援していく必要がある。児童養護施設の機能を検討するにあたり、この育成機能にあたる支援内容は、日常生活支援における、共通の支援ではなく、個別化された対応が重要であるといえる。

4. 治療的・療育的支援機能

児童養護施設における、被虐待児童や障害を有するケースの割合増加は顕著であり、日常生活支援の上で、個別化した治療的支援や療育的支援を行うことが求められる。

最新の児童養護施設入所児童等調査結果（2015：6）によると、児童養護施設に入所している児童の59.5%が「虐待経験あり」となっている。西澤（2009：5）は、児童虐待の心理的・精神的影響を、「PTSD（外傷後ストレス障害）、対人関係上の問題、感情や感覚の調整障害、自己および他者イメージの問題、さまざまな逸脱行動、および人格のゆがみ」の6つに分けて、課題と支援の必要性を主張している。

杉山（2013：377）も、「子ども虐待そのものが、未治療の場合に幼児期の愛着障害、学童期の多動性行動障害から青年期には解離性障害および素行障害に展開してゆくという広汎なそだちの障害を呈し、広義の発達障害症候群と言わざるをえない臨床像を呈する」とし、「第四の発達障害」と呼んでいる。

中野（2012：67）は、権利侵害を受けた子どもの被害表現が、「ほかの子どもや大人への荒い言動、反発など」として現れることを指摘し、現象面に焦点を当て、問題となる行動をやめさせることや、再発防止に関心が向きがちとなるが、問題行動を起こす子どもの背景を踏まえ、「日常生活の中で権利の回復・擁護を目指した治療的関わりを検討し、積み重ねることが重要」「子どもがとった行動を否定しても、子ども自身と子どもが抱いた感情は否定しない」など「日常生活のなかで子どもの問題理解とその修正・克服に向けた支援」を「治療的なかわり」としている。

施設内における治療的関わりに関して伊藤（2007：43）は、保育士や児童指導員が日常生活の中で行う、「カウンセリングや遊戯療法を含まない、ソーシャルワークとケアワークを融合させたレジデンシャルワーク」を用いているが、児童養護施設の支援は、保育士、児童指導員の力だけで成り立たせているものではなく、さまざまな専門職によって支えられるものといえる。石田（2013：113）が、「直接処遇職員が施設での生活の中で行う治療的関わり」、「施設内のプレイルームや相談室などで心理職が専門的な知識を持って行う遊戯療法（プレイセラピー）などの心理療法」、

「施設外の児童相談所・医療機関・民間機関・大学などの研究機関における医療や心理療法など、各種の専門性と児童福祉施設の機能を活かした治療的かわり」が有効としているように、「治療的援助を支える様々な専門職」として、職種を超えて協働していくことが、重要であるといえる。

また、児童の心身の状況として、障害等を持つ児童は、先の児童養護施設入所児童等調査結果（2015：6）によると、児童養護施設では28.5%とされており、こちらも前回調査より増加している。

中野（2012：67）は「定期通院を必要とする疾患や障害のある子どももいる」として、医療との連携や、各種セラピストによる訓練や療育の必要性も述べている。

障害や疾患を持つ子どもが、児童養護施設において生活するにあたっては、合理的配慮も必要となってくる。そのためには、各障害の特性や有効な支援方法を知り、施設内におけるハード面や関わり方などのソフト面の工夫や、療育支援も必要となってくる。さらに、児童養護施設退所時に、障害福祉サービスに繋ぐシームレスな連携も必要であり、障害を有する子どもへの療育も児童養護施設の機能といえる。

5. 家族再統合支援機能

石田（2013：123）が述べるように「保護者とともに暮らすというあり方を常に理想とするのではなく、保護者と子どもがよりよい関係でつながること」が重要であり、家庭引き取りが可能なケースだけに限らず、18歳まで施設活用し、保護者に頼らず就職自立を目指すケースについても、適切な親子関係の距離感構築の支援が求められる。

2005（平成17）年からすべての児童養護施設に家庭支援専門相談員が配置され、より専門性の高い機能として期待される。

さらに、2012（平成24）年度より児童養護施設、乳児院に里親支援専門相談員が配置され、里親支援機関として里親支援の拠点となることが期待されている。

家族再統合は、子どもにとって有益な支援であることを重要視し、「恒久的な親子関係を作る」パーマネンシー・プランニングの考えを、重視すべきであると高橋（2012：183）は主張している。

6. 地域連携・地域支援機能

地域連携・地域支援は、①児童養護施設に入所している子どもが生活をする地域や、地域の学校との連携、②施設退所先の地域との連携、③児童養護施設の専門性を活かした、地域の虐待予防や子育て支援、が挙げられる。

①については、地域の学校に通い、地域の友人と遊ぶ。地域の商店やコンビニに行き、時にはそこでアル

バイトを行うなど、生活施設である児童養護施設は、その形態にかぎらず、地域の学校や地域住民の理解と協働が重要といえる。子どもがなにか問題を起こした時に初めて連携を取るのではなく、日頃から子どもが通う地域の学校の先生に施設のことを知ってもらうこと、PTA活動を窓口で学校の友人関係の保護者と関わること、町内会に入り地域の取組に関わることなど、施設職員がその地域において顔を知ってもらえるような、顔が見える関わりが重要であり、何か課題が起きた時に、その関わりが協働となり、社会全体で子どもを支える支援の提供に繋がる。地域との繋がりが充実することで、施設は子どもにとっての生家にはなりえなくとも、そこで育った地域は、子どもにとって地元と呼べる存在になり得る。施設単体で支援を完結するのではなく、児童養護施設が立地している地域も含めた地域連携のその先に、アフターケアも存在すると考えられる。

地域との関わりは、加藤（2009：132）も「児童は地域に存在し地域の幼稚園や学校で学んでいることから受ける影響は極めて大きい」「地域のニーズを受け止め、その解決へ向けて積極的に取り組む姿勢」を重要とし、「地域の一員という認識の定着」が「児童に『心の故郷』を持たせることになる」とその重要性について述べている。

②については、児童養護施設が立地している地域はもちろんだが、家庭復帰先の地域のネットワークとの連携も重要であるといえる。中野（2012：69）も「地域での見守りや支援の体制を整備する」ことを重要とし、「施設に入所している段階から子どもの養育状況を適宜把握する」体制を地域で整備する必要性を述べている。

③は、ショートステイやトワイライトステイなどのサービスが展開されている。また、児童養護施設で働く、心理士や養育スキルを持った保育士などが、地域の子育て不安や虐待の一次予防に関わるなど、関係機関と積極的に連携していくことが重要である。

7. アフターケア支援機能

アフターケア機能の重要性は、野澤（1991：45）が「退所児童とのコミュニケーション」として取り上げるなど、児童養護施設の機能として重要である。

伊藤（2012：154）が行った研究においては「さまざまなアフターケアの取り組みがあげられていたが、そのなかで、すべての施設に共通していたものとして『退所者が定期的集まれるような機会をつくる』『気兼ねなく施設に帰省できるよう、退所者専用の部屋を用意できるように準備する』といった『施設への帰省』に関する内容のものがあつた。私たちがお正月や連休などに実家に帰省するように、退所者も自分の育った懐かしい『我が家』のような存在である施設に

帰省したいときがあるだろう」としている。野澤（1991：45）もまた、「施設を退所していった児童が、ふと立ち寄りたくなるような施設であることが前提となるが、子どもが社会人となって結婚していくまで見届けることが施設として必要」としている。このことから、職員、特に関わりのあつた職員や元担当職員、当時を知っている入所児童との関わりなど、児童養護施設がそこにあり、ともに時間を過ごした人が待っていることは、アフターケアとして大きな機能であるといえよう。しかしながら、櫻谷（2014：146）が「借金や人間関係のトラブルなどを抱えた人への支援は、担当職員だけでは担いきれない。福祉サービスの活用や他機関との連携も必要とされる」と指摘するように、アフターケアを専任で行う職員の配置も求められ、今後より充実させていくべき機能といえる。

IV. まとめ

本稿では、先行研究における児童養護施設の機能を振り返り、それを基に児童養護施設の機能を整理し検討してきた。その結果、児童養護施設の機能は、自立支援という包括的目標に向け、日常生活支援を土台とした、育成支援機能、治療的・療育的機能、家族再統合機能、地域連携・地域支援機能、アフターケア機能の7つに整理、検討できた。

重要視される児童養護施設の機能は、日常生活支援機能である。児童養護施設に入所してくる子どもの入所理由の半数以上が、なんらかの虐待を受けてきている。虐待を受けてきた子どもの生育歴では、安心、安全な生活環境が確保されていない場合が多い。毎日食事を摂ることができる。入浴することができる。暖かい布団で寝ることができる。身体にあつた衣服を着ることができるなど、あたりまえともいえる日常生活の、安定した積み重ねが、自立支援という包括的な目標に向かうにあたり、必要不可欠なものであるからだ。

複雑化・深刻化している子どもとその家庭の課題は、日常生活の中で、自分の思いを言葉にできず、自傷他害行為で表現する。逸脱行動を繰り返す。アタッチメントが形成されていないまま思春期を迎え、その葛藤から、さらなる反抗や反発などで表現される。これらの行動は日常生活支援の難しさとなっていく、共通したものを提供する、集団支援だけでは、対応が困難となってくる。児童養護施設に入所できる年齢の限界も踏まえると、様々な課題を抱えた子どもを支援するにあたり、ケースに応じ個別化された支援は、必要不可欠であると考えられる。児童養護施設の小規模化の意義は、このような個別化支援の実践に有効であるとされている。

安定した日常生活支援という土台の上に、しつけや進路指導、生活文化の伝承などを行う、育成支援。虐

待で傷つき表出する、不適応行動に対してのケアや障害を有する子どもに対しての、療育支援や障害福祉サービスとの連携を行う、治療的・療育的支援。家族との適切な距離感を支援する、家族再統合支援。地域の学校や住人との相互理解や相互支援、施設退所先地域との連携を行う、地域連携・地域支援。これらが柱となり、児童養護施設の包括的目標である、自立支援に繋げていくこととなる。さらに施設退所後も、地元として戻ってこられる、頼ることができる、アフターケア支援と繋がる。これらが、児童養護施設の機能と検討できた。

今回は文献レビューを基に児童養護施設の基本機能を整理したが、さらに一つ一つの機能について深め、検証するための調査研究が今後の研究課題として残される。

引用文献

- 石田賀奈子 (2013) 「施設養護の基本原則」小池由佳・山縣文治 編『社会的養護』ミネルヴァ書房, 日本.
- 五十川正壽 (1994) 「第1章 児童養護の構造」花村晴規・北川清一 編『児童福祉と実践方法』中央法規, 日本.
- 伊藤嘉余子 (2007) 『児童養護施設におけるレジデンシャルワーク』明石書店, 日本.
- 伊藤嘉余子 (2012) 「児童養護施設退所者のアフターケアに関する一考察」『埼玉大学紀要教育学部』61(1), 149-155.
- 加藤秀郷 (2009) 「家庭環境に問題のある児童のための施設」加藤考正 編『新しい養護原理 6 版』ミネルヴァ書房, 日本.
- 北川清一 (2014) 「施設養護論から児童福祉施設のソーシャルワーク論へ」北川清一 編『未来を拓く施設養護原論』ミネルヴァ書房, 日本.
- 小池由佳 (2013) 「施設養護の基本原則」小池由佳・山縣文治 編『社会的養護』ミネルヴァ書房, 日本.
- 厚生労働省 (2012) 「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために」(<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002m63k-att/2r9852000002m697.pdf>, 2015.1.20)
- 厚生労働省 (2014) 「社会的養護の課題と将来像の実現に向けて」(<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000064019.pdf>, 2015.1.20)
- 厚生労働省 (2015) 「児童養護施設入所児童等調査結果」(<http://www.mhlw.go.jp/file/04Houdouhappyou-11905000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Kateifukushika/0000071184.pdf>, 2015.1.20)
- 中野菜穂子 (2012) 「社会的養護の展開」中野菜穂子・水田和江 編『社会的養護の理念と実践』みらい, 日本.
- 中谷茂一 (1999) 「保護を必要とする子どもと家庭へのサービス」高橋重宏・才村純編『子ども家庭福祉論』建帛社, 日本.
- 西澤哲 (2009) 「虐待というトラウマ体験が子どもに及ぼす心理・精神的影響」『北海道医療大学看護福祉学部学会誌』第5巻1号, pp.5-10
- 野澤正子 (1991) 「養護施設の対象と機能」野澤正子『児童養護論』ミネルヴァ書房.
- 杉山登志郎 (2013) 「発達障害と子ども虐待」『精神神経学雑誌 第108回日本精神神経学会学術総会 シンポジウム』(札幌医科大学), SS376-SS381
- 鈴木力 (2003) 『児童養護実践の新たな地平』川島書店, 日本.
- 高橋一弘 (2012) 「家庭養護と施設養護」吉田眞理 編『社会的養護』萌文書林, 日本.
- 竹淵陽三 (2006) 「居住型児童福祉施設の種別と機能」小田兼三・石井勲 編『養護原理 4 版』ミネルヴァ書房, 日本.
- 戸田朱美 (2012) 「社会的養護」櫻井奈津子 編『保育と児童家庭福祉』みらい, 日本.
- 山縣文治 (2013) 「社会的養護の基礎概念」山縣文治・林浩康 編『よくわかる社会的養護』ミネルヴァ書房, 日本.
- 吉田眞理 (2012) 「生活文化と生活力の習得-自立支援-」吉田眞理 編『社会的養護』萌文書林, 日本.

受付：2014年11月30日

受理：2015年3月10日